

## 令和2年度 保育認定の子ども（3歳未満児）の保育料金表

各初日現在の入所児童の属する世帯の階層区分				保 育 料 の 額 （ 月 額 ）				
国 階 層	市階層 区 分	定 義		3 歳 未 満 児				
				第1子	第2子	第3子以降		
				円	円	円		
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0		
2	B	1	A階層を除き、市町村民税額非課税世帯	ひとり親（母子・父子）世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	0	0	0	
		2		上記以外の世帯	0	0	0	
3	C	1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親（母子・父子）世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	6,000 (5,500)	0	0	
		2		上記以外の世帯	13,000 (12,000)	6,500 (6,000)	0	
	4	D	1	A階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	ひとり親（母子・父子）世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	7,500 (7,000)	0	0
			2		上記以外の世帯	16,000 (15,000)	8,000 (7,500)	0
3	48,600円未満		ひとり親（母子・父子）世帯 在宅障害児（者）のいる世帯		8,500 (8,000)	0	0	
			上記以外の世帯		23,500 (22,500)	11,750 (11,250)	0	
4	48,600円以上 77,000円未満		77,000円以上 97,000円未満		77,000円以上77,101円未満の ひとり親（母子・父子）世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	9,000 (8,500)	0	0
					上記以外の世帯	25,000 (24,000)	12,500 (12,000)	0
5	5		6		97,000円以上 126,000円未満	38,000 (37,000)	19,000 (18,500)	0
					126,000円以上 169,000円未満	40,500 (39,500)	20,250 (19,750)	0
6	7	169,000円以上 301,000円未満	47,000 (46,000)	23,500 (23,000)	0			
7・8	8	301,000円以上	48,000 (47,000)	24,000 (23,500)	0			

**【備考】**

- ※ 1 3歳以上児の保育料は無償です。(通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担です。)
- ※ 2 4月～8月は平成31年度、9月～3月は令和2年度の市町村民税額を基に保育料を決定します。
- ※ 3 保育短時間の場合は（ ）内の保育料です。
- ※ 4 同一世帯から2人以上の未就学児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部等を利用している場合は、次により多子軽減を行います。
  - ・2人目の保育料は、1/2額（市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯・在宅障害児（者）世帯及び市町村民税額非課税世帯は無料）
  - ・3人目以降の保育料は、無料
  - ・兄弟姉妹数は、年齢が高い順に数える
  - ・年齢の基準は、4月初日現在
- ※ 5 市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯、在宅障害児（者）世帯は77,101円未満）であって、生計を一にする子ども（同居・別居問わず）が2人以上いる場合は、※4の未就学児に限らず、年齢が高い順に数えます。